

高知くらしの護身術

288

昨年度相談まとめ

契約者の3割は60歳以上

(2013年6月18日掲載原稿)

平成24年度に県立消費生活センターが受けた相談件数は3,477件で、商品やサービスの契約者の約3人に1人は60歳以上となっています。

最も相談の多かった商品・サービスは「デジタルコンテンツ」(主にアダルト情報サイト・出会い系サイト)の475件、次に「融資サービス」(主にフリーローン・消費者金融)の416件でした。

また、23年度に急増した「ファンド型投資商品」に関する相談も引き続き増加しています。これは、「鉱物探掘権」「シェールガス施設運用権」など実態のよくわからない権利の売買をうたうもので、主な手口は、複数の人物が登場する「劇場型勧誘」です。販売業者とは別の事業者を名乗る者が、電話で「買ってくれたら数倍で買い取る」「名前だけ貸してほしい」などと言って契約をあおり、数千万円の支払いをしてしまったケースもあります。一度支払ったお金を取り戻すことは極めて困難です。長々と話を聞かず、きっぱりと断ることが大切です。

年代別にみると、70歳以上では「健康食品」に関する相談が最も多く、その内容は「勧誘の電話があり、断ったにもかかわらず商品が送られてきた」「注文した覚えがないのに、支払いを強引に迫られた」などです。

このような場合、注文した覚えがなければ、代金支払いの義務や受け取りの必要はないので受け取り拒否をしてください。また、受け取ってしまった後でも、クーリングオフできる場合があります。

日中、自宅に一人でいることの多い高齢者が、巧みな話術で近づく悪質業者から自分の身を守ることは、容易ではありません。

ご家族やご近所の方の見守りが大切です。何か困っていないか、時々声をかけてあげましょう。

センターのホームページでは、さまざまなトラブルの事例や注意すべき点について随時掲載しています。